

入札契約の適正化に係るこれまでの取組み等

- 入札契約適正化の取組みの経緯
- 中央建設業審議会平成5年建議、10年建議及び適正化指針の内容比較
- 入札契約適正化法の概要
- 適正化指針の概要
- 適正化措置実施状況調査結果の概要
- 入札契約適正化法に基づく適正化措置の要請

入札契約適正化の取組みの経緯

一般競争入札等の導入

「公共工事に関する入札 契約制度の改革について」(平成5年12月21日 中央建設業審議会建議)

～公共工事をめぐる不祥事の発生により損なわれた国民の信頼を回復するとともに、建設市場の国際化への要請に対応して国際的視点を加味する観点から、**不正の起きにくい**入札 契約システムの構築を目的に、制度の**透明性 客観性、競争性の大幅な向上**を建議～

大型工事に「一般競争方式」を導入(平成6年度～)

中小工事は、透明性の高い「公募型指名競争方式」の導入など(平成6年度～)

入札監視委員会の設置(平成6年度～)

工事完成保証人制度の廃止と履行ボンドを含む新たな履行保証体系への移行(平成8年度～)

「公共事業の入札 契約手続の改善に関する行動計画」(平成6年1月18日 閣議了解)

～国際性を加味した政府全体の入札 契約手続改善の共通的指針～

〔一般競争方式を導入すべき基準額〕

発注期間	国 (450万SDR)	政府関係機関 (1,500万SDR)	都道府県・指定都市 (1,500万SDR)
14.4.1～16.3.31	6.6億円	22.2億円	22.2億円

地方公共団体に対する実施の要請

一部市町村等において改革が不徹底であることから、自治省と共同して改革を要請
(平成5年12月・7年1月・11月・8年11月・9年12月 建設省・自治省共同通知)

競争入札の多様化

建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」
(平成10年2月4日 中央建設業審議会建議)

～ 建設投資の低迷、国際化による競争の激化など建設市場の構造変化に対応して、技術と経営に優れた企業が伸びられる透明で競争性の高い市場環境の整備を進める観点から、入札・契約制度の更なる改善と建設業の構造改革の推進について建議～

< 入札・契約制度の更なる改善～競争性、透明性の一層の向上～ >

多様な入札・契約方式の導入～技術力による競争の促進～(国土交通省等で試行中)

入札時 VE(価格競争型) 技術提案総合評価方式

契約後 VE 設計・施工一括発注方式

入札・契約手続の透明性の一層の向上

経営事項審査の結果の公表(平成10年7月より結果の公表を開始)

資格審査・格付けの結果の公表(建設省直轄工事では平成11・12年度格付けの等級から公表)

予定価格の事後公表(建設省等で平成10年度から公表)

< 建設業の構造改革の推進 >

建設業許可業種区分の見直し 公共工事における企業評価の在り方

不良不適格業者の排除等

規制緩和推進3か年計画(平成10年3月31日閣議決定) 行政改革委員会最終意見(平成9年12月12日)

地方公共団体に対する実施の要請

地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の更なる改善の推進について」
(平成10年4月1日・平成11年1月19日・平成12年2月1日 建設省建設経済局長・自治省行政局長連名通知)

全発注者にわたる統一的な入札契約の適正化の推進

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の公布(平成12年11月27日)

～国、特殊法人等、地方公共団体の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化を総合的に促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る～

<全ての発注者に義務付ける事項>

毎年度の発注見通しの公表(発注工事名・時期等)

入札・契約に係る情報の公表(入札者・入札金額、落札者・落札金額等)等

<各発注者が取り組むべき努力事項>

「適正化指針」(ガイドライン)の閣議決定(平成13年3月9日)

・入札・契約の方法の改善(一般競争・指名競争の適切な実施等)

・不正行為の排除の徹底(談合情報対応マニュアルの整備、指名停止等厳正な対応等)等

さらなる入札契約適正化の推進(1)

「公共工事の入札契約の適正化徹底のための方策検討委員会報告」(平成14年3月27日)

～地方公共団体等における公共工事に係る不正行為に対応して、入札契約適正化法の徹底及びフォローアップを図るとともに、不正行為の排除をより一層進めるための方策について、次官・関係局長等からなる省内検討委員会においてとりまとめ～

(地方公共団体を含む)入札契約適正化法の徹底、フォローアップの実施

透明性の向上(予定価格の事前公表の特殊法人等における試行、現場説明会の廃止等)

競争性の向上

中規模工事における一般競争入札(詳細条件審査型一般競争入札)の試行の拡大

民間企業の技術力の活用を図る総合評価落札方式の試行の拡大

工事費内訳書の提出の促進等

監視機能の強化、ペナルティの厳正化(指名停止、監督処分等の厳正な実施等)等

さらなる入札契約適正化の推進 (2)

「入札契約適正化の徹底のための当面の方策」(平成15年4月15日)

～入札契約適正化法の一層の徹底を図るとともに、公共工事の品質確保等の発注者責任を果たすため、競争性・透明性の向上、技術力による競争等の推進等を一層促進する方策についてとりまとめ～

< 地方公共団体等における入札契約適正化法の促進 >

・入札監視委員会等第三者機関運営指針の策定 等

< 国土交通省直轄工事等における入札契約の改革 >

競争性・透明性の向上 (詳細条件審査型一般競争入札の拡大、混合入札の促進等)

技術力による競争等の推進

総合評価方式等の推進 工事成績を重視した入札の導入 技術提案を重視した入札の導入

入札参加者の技術力審査等の強化 施工監督の強化 等

不正行為等の防止

ペナルティの強化 (指名停止基準の強化等) 談合等に係る違約金特約条項の創設

さらなる入札契約適正化の推進 (3)

「行政効率化推進計画」(平成16年6月15日)

～行政の無駄を省き、「簡素で効率的な政府」を実現するため、内閣に行政効率化関係省庁連絡会議が設置され、16年6月15日に「行政効率化推進計画」を決定～

< 公共調達の効率化に関する主な施策内容 >

一般競争入札の拡大

不良・不適格業者排除及び適正施工確保のための措置強化等とともに一般競争入札を逐次拡大

公募型指名競争入札等の推進

公募型指名競争入札等による調達の割合に関する目標を定め、実施状況を公表

特定JV義務付け廃止

再度入札の繰返し回避

再度入札を繰り返すことは可能な限り回避し再度公告を実施 等

入札契約の適正化に係る中建審建議の概要と適正化指針の関係

項目	平成 5 年建議	平成 10 年建議	適正化指針
1. 透明性の確保 (1) 情報公表 入札契約の過程 に関する情報	<p>3(1) イ・ウ 一般競争入札においては、予め競争参加資格条件の設定の基準を公表するとともに、入札終了後、入札経緯及び結果について公表する。</p> <p>3(2) 指名競争入札においては、指名基準及びその運用基準、指名業者名並びに入札経緯及び結果について公表する。</p> <p>5(1) ランク別の発注標準について公表する。</p> <p>5(1) 発注予定工事情報の公表に努める。</p>	<p>[2]2(2) 経営事項審査の結果を公表する。</p> <p>(3) 資格審査の結果については当該建設業者本人へ通知し、等級については公表する。</p>	<p>1(1) 入札及び契約に係る情報の公表については、法第 2 章に定めるもののほか、次に掲げるものを公表する。</p> <p>競争参加者の客観点数、主観点数及びそれらの合計点数、順位 等級区分を定めたときの基準 予定価格及び積算基準 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格 低入札価格調査の結果の概要 第三者機関の設置・運営の概要及び議事の概要 苦情処理の方策の概要 指名停止に係る者の名称、期間及び理由 等</p>
予定価格	<p>4(9) 事前公表は、談合の助長、見積努力の低下、落札率の上昇等をもたらす可能性があり、事後公表は以降の同種工事の予定価格を類推させ事前公表と同様の弊害を誘発する等の問題がある。</p>	<p>[2]3 事後公表は、不正な入札の抑止力となり得ること、積算の妥当性の向上に資することから具体的な方策等について検討を開始する。事前公表は、事後公表による効果に加えて不正な動きを防止する効果もあるとの指摘もあることから長期的な検討課題とする。</p>	<p>1(1) 国は、事後の契約において予定価格を類推されるおそれがない場合に事後公表できる。地方公共団体は、事前公表もできる。</p>

項目	平成 5 年建議	平成 10 年建議	適正化指針
<p>その他</p> <p>(2)第三者機関の活用</p> <p>2.競争性の向上</p> <p>(1)入札 契約の方法の改善</p> <p>一般競争の導入</p> <p>指名競争の改善</p>	<p>4(3) 競争参加条件の設定、資格の確認(又は指名業者の選定)等の経緯及び理由について、学識経験者等によって構成する入札監視委員会(仮称)による事後的なチェックを受け、その内容について公表する。</p> <p>3(1) 資格審査の充実等を図りつつ、大規模工事について採用する。</p> <p>3(2) 技術力、受注意欲を反映した「公募型」及び「工事希望型」の指名競争方式の導入を図る。</p>		<p>1(1) 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格の公表の取扱は、予定価格の取扱に準じる。</p> <p>1(2) 入札及び契約手続に関し、学識経験者等の第三者からなる入札監視委員会等の第三者機関の設置等の方策を講じる。共同設置や既存組織の活用も可能とする。</p> <p>2(1) 資格審査の体制整備等を図りつつ適切に実施する。</p> <p>2(1) 受注者の意向を確認して行う公募型指名競争入札等を適切に実施する。</p>

項目	平成 5年建議	平成 10年建議	適正化指針
技術力を活用した入札契約の促進	3(3) 技術提案総合評価方式の導入を図るため、価格、工期、安全性、品質などの評価手法の開発を進める。	[1] 民間の技術力を活用し、また、価格のみの競争を見直す観点から、VE方式、設計・施工一括発注方式、総合評価方式等の試行を実施し、多様な入札・契約方式の導入を進める必要がある。また、技術提案に対する審査や総合評価の公正さの確保を図るほか、提案のインセンティブの向上を検討する必要がある。	2(1) VE方式等の民間の技術提案を受け付ける方式及び安全性、環境、交通の確保等価格以外の要素を重視すべき工事について総合評価方式の導入を進める。
その他	<p>5(1) 官公需法に基づくランク別発注標準の遵守、分離発注等を推進する。</p> <p>4(6) 「単体発注の原則」を徹底するとともに混合入札を検討する。</p> <p>4(5) 金銭保証人及び履行保証保険を活用する。工事完成保証人制度に代わる役務的保証制度の一つである履行ボンド制度を検討する。</p>		<p>2(1) ・地域要件については過度の競争制限にならないよう留意する。</p> <p>・中小・中堅建設業者への受注機会の確保を図る。</p> <p>・JV制度については、運用基準の策定及び公表を行い、これに基づき適切に活用する。</p> <p>設備工事等に係る分離発注については合理的な範囲で行う</p> <p>履行保証については金銭的保証措置と履行ボンド等役務的保証措置を適切に選択する。</p> <p>・入札金額の内訳を提出させるよう努める。</p> <p>歩切りは厳に慎む。</p>

項目	平成 5年建議	平成 10年建議	適正化指針
(2)苦情処理方策の整備	4(2) 競争参加資格がないと認めた理由や非指名理由について、発注者の説明に不服のある場合は、第三者機関に対してさらに申し立てできる制度を検討する。	[1]4(1) 技術提案の審査の結果等について、発注者の理由説明に不服のある場合は、第三者機関に対して申し立てできるものとする。	2(2) 入札契約に関し、苦情に対し適切に説明するとともに、さらに、不服があるものには、第三者機関の活用等、中立・公正な処理の仕組みを整備する。
3.不正行為の排除の徹底 (1)談合情報への対応	4(8) 公正取引委員会への通知等を含めた手続きの流れについてマニュアル化し、その内容を公表することについて検討する。		3(1) 入札談合があると疑うに足りる事実があるときは公正取引委員会に通知する。談合情報への対応要領の策定、公表を行う。
(2)一括下請負等への対応	5(1) 建設業許可行政庁は建設業法に定める一括下請負の禁止や下請保護に関する規定が遵守されるよう指導の強化を図る。施工体制台帳の整備の義務付け等、元請責任の明確化、強化について検討する。	[3]2(3) 技術者専任制違反や一括下請負については厳正に対応する。 (5) いわゆる「上請け」についても、実態調査の実施等により排除する。	3(2) 一括下請負等があると疑うに足りる事実があるときは建設業許可行政庁に通知する。施工体制の把握に係る要領の策定、公表を行う。

項目	平成 5 年建議	平成 10 年建議	適正化指針
(3)不正行為への対応	<p>5(3) ウ 警察との連携の強化を図るとともに、建設業の許可において暴力団関係企業の排除を行う。</p> <p>4(8) 監督処分及び指名停止処分のそれぞれについてペナルティの強化を図る。またその基準の策定、公表を行う。</p> <p>4(8) 談合による損害額の認定が容易な場合は、発注者において損害賠償の請求を行うようにする。</p>		<p>3(3) 入札契約に関する不正行為があるときは、内容に応じ警察等に通知する。特に暴力団排除のため警察本部と緊密な連携を図る。</p> <p>(4) 指名停止についても厳正に運用することとし、指名停止基準の策定、公表を行うとともに、指名停止の相手方の名称、期間、理由等を公表する。また談合による損害額の認定が可能な場合には損害賠償の請求に努める。</p>
(4)談合への関与の防止等	<p>5(2) 入札 契約制度の運用に係る諸基準の制定、公表が正しく行われているか点検し、不十分なものについては早急に措置する。</p>		<p>3(5) 入札契約手続の透明性の向上等により、不正行為のおこりにくい環境を整備するとともに、職員への教育、研修等を実施する。</p>
<p>4.適正な施工の確保</p> <p>(1)ダンピング対策</p>	<p>5(1) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の積極的な活用を図る。</p>		<p>4(2) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注を排除する。</p>

項目	平成 5 年建議	平成 10 年建議	適正化指針
<p>(2) 施工体制の把握の徹底 (元下関係の適正化)</p> <p>5. 不良・不適格業者の排除等 (1) 不良・不適格業者の排除の徹底</p> <p>(2) BO の活用</p>	<p>5(1) 施工体制台帳の整備の義務付け等、元請責任の明確化、強化について検討する。</p> <p>4(4) 各発注機関が共同で利用できるような、建設業者選定のためのデータベースの整備を進める。また専任技術者の確認システム構築までの間、監理技術者資格者証の提出を検討する。</p>	<p>[5]2(3) 施工体制台帳の作成を通じて、適切な施工体制を確保させる。</p> <p>(5) 下請代金支払状況等実態調査を実施し個別指導の充実を図る。</p> <p>[3]2(1) 発注者支援データベースの活用により、専任技術者の適正配置を徹底する。</p> <p>(2) 施工体制台帳を積極的に活用しつつ、現場の立入点検等を行い、施工体制の確認を行う。</p>	<p>4(3) 監督・検査についての基準を策定、公表するとともに、施工体制を把握するための要領の策定等により統一的な監督を実施する。また施工体制台帳の活用により元請下請を含めた適正な施工体制が確保されるよう指導する。</p> <p>5(1) 不良・不適格業者の排除の徹底を図るため次の措置を講ずる。 発注者支援データベースの活用による 監理技術者の専任制の確認 監理技術者資格者証の確認 立入調査による施工体制の点検</p> <p>5(2) ISO9000シリーズの認証取得の促進を図る。</p>

項目	平成 5年建議	平成 10年建議	適正化指針
6.その他			5(3) ・入札契約情報の公表について、インターネットの活用を推進する。 ・入札契約に係る図書の簡素化や資格審査等の手続の統一化に努める。 5(4) 公共工事発注者相互の連絡、協調体制の強化に努める。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の概要等

公布 平成12年11月27日 施行 平成13年4月1日

目的 国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

透明性の確保 公正な競争の促進 適正な施工の確保 不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

- (1) 毎年度の発注見通しの公表
 - ・発注工事名・時期等を公表（見通しに変更された場合も公表）
- (2) 入札・契約に係る情報の公表
 - ・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額等
- (3) 施工体制の適正化
 - ・丸投げの全面的禁止
 - ・受注者の現場施工体制(技術者の配置・下請の状況等)の報告等
- (4) 不正行為に対する措置
 - ・不正事実(談合等)の公正取引委員会等

各発注者が取り組むべきガイドライン

- (1) 「適正化指針」の閣議決定
 - ・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成
- (2) 主な内容
 - 第三者機関による入札過程、契約内容等のチェック
 - 苦情処理手続き、体制等の整備
 - 入札・契約の方法の改善(総合評価方式等による民間の技術力の活用、指名競争における指名の適正化・透明化等)
 - 工事の施工状況の評価実施の徹底
 - その他(ダンピングへの対応等)

発注者は、指針に従い、入札・契約の適正化を推進

各発注者の適正化措置の実施状況についてフォローアップ

- ・毎年度、取り組み状況を把握し、公表 15年10月3日に、14年度末時点での調査結果をとりまとめ、公表
- ・適正化措置のさらなる実施を要請 15年10月31日に、財務省、総務省と連携し要請文を发出

適正化指針の概要

平成13年3月9日閣議決定

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、公共工事の発注者である国、特殊法人等、地方公共団体が統一的、整合的に公共工事の入札及び契約の適正化を図るため取り組むべきガイドラインとして定める。

国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、各発注者の取組み状況について、毎年度、調査し、結果を公表し、指針に照らして特に必要のある場合は改善を要請する。

1 透明性の確保

(1) 情報の公表

入札及び契約に係る情報は、すべて公表を基本とし、法により公表を義務付けている事項（有資格業者名簿、指名基準、入札者名、指名業者名、指名理由等）のほか、次に掲げる事項についても公表。

競争参加者の客観点数、主観点数及びそれらの合計点数並びに順位
等級区分を定めたときの基準

予定価格及び積算内訳

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格 等

なお、予定価格については、国は、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合において、契約締結後に、公表。地方公共団体は、入札前においても予定価格の公表可（低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格の取り扱いもそれに準じる）。

(2) 第三者の意見を適切に反映する方策

入札及び契約手続きに関し、学識経験者等の第三者からなる入札監視委員会等の第三者機関の設置等の方策を講ずる。

なお、第三者機関は、共同設置や既存組織（監査委員制度等）の活用も可能。

2 公正な競争の促進

入札及び契約の方法の改善

一般競争入札については、資格審査の体制整備等を図りつつ適切に実施、指名競争入札については、受注者の意向を確認して行う公募型指名競争入札等を適切に実施

V E (Value Engineering) 方式等の民間の技術提案を受け付ける方式及び安全性、環境、交通の確保等価格以外の要素を重視すべき工事について総合評価方式を活用

いわゆる地域要件については、過度に競争を制限することとならない運用

中小・中堅建設業者に対する受注機会の確保を図るとともに、共同企業体運用基準の策定等によりJV制度を適切に活用

設備工事等に係る分離発注を適切に実施

談合等の不正行為やダンピング防止等の観点から、入札金額の内訳の提出を求めるように努める積算を適正に行うとともにいわゆる歩切りは厳に慎む

3 談合その他の不正行為の排除の徹底

(1) 談合情報への適切な対応

入札談合を疑うに足る事実があるときは公正取引委員会へ通知。談合情報への対応要領を策定、公表。

(2) 建設業法違反への適切な対応

一括下請負等を疑うに足る事実があるときは建設業許可行政庁等へ通知。施工体制の把握に係る要領を策定、公表。

(3) ペナルティの厳正な運用

あらかじめ指名停止基準を策定、公表。また、指名停止の相手方の名称、期間、理由等を公表。

談合による損害額の認定が可能な場合においては、損害賠償の請求を行うよう努める。

(4) 談合への発注者の関与の防止

発注者が談合に関与することはあってはならないことであり、適正化法等に基づく入札及び契約の透明性向上等により、不正行為の起こりにくい環境を整備。

4 公共工事の適正な施工の確保

(1) 公共工事の施工状況の評価

受注者を適正に選定するため、工事成績評価を行うように努める。工事成績評価に当たっては、あらかじめ要領を策定、公表。工事成績評価の結果を、受注者に対し、通知するとともに、公表。

(2) ダンピングの防止

ダンピングは、建設業の健全な発達を阻害するとともに、手抜き工事、下請けへのしわよせ等につながりやすいことから、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用によりダンピング受注を排除。低入札価格調査については、調査内容の明確化等により適切に実施し、当該調査の結果の概要を公表。

(3) 施工体制の把握の徹底等

公共工事の品質の確保の観点から、監督及び検査についての基準を策定、公表。
また、疎漏工事の誘発の防止等の観点から、施工体制台帳の活用等により、元請下請を含めた適正な施工体制が確保されるよう指導。

5 その他の入札契約の適正化の促進

(1) 不良・不適格業者の排除

入札、工事の施工等の各段階における発注者支援データベースの活用等による監理技術者の現場専任の確認
工事施工前の監理技術者資格者証の確認
立入点検による監理技術者の専任の確認等

(2) ISOの活用に関すること

公共工事の品質確保に効果的なISO9000シリーズの認証取得を促進。

(3) IT化の推進等

IT化の推進による業務運営の効率化、競争性の向上等を図る。また、入札及び契約に関する情報の公表に関しインターネット等を活用。

入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について

1.入札契約適正化法により義務付けられた事項

入札契約に係る情報の公表

- (1) 発注見通しの公表
国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 100%
市区町村： 95%
- (2) 一般競争入札参加資格の公表
国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 100%
市区町村： 89%(一般競争入札を実施している
市区町村全体に対する割合)
- (3) 指名基準の公表
国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 100%
市区町村： 68%
- (4) 指名業者名の公表
国、都道府県、指定都市： 100%
特殊法人等： 97%
市区町村： 96%
- (5) 入札者・落札者の名称、入札金額・落札金額の公表
国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 100%
市区町村： 9割以上(落札者名・落札金額に
ついては98%)
- (6) 契約の相手方の名称、工事の概要、工事の着手・
完成時期、契約金額等の公表
国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 100%
市区町村： 9割弱又は9割以上
- (7) 契約変更後の相手方の名称、工事の概要、契約金額、
契約変更の理由等の公表
国、都道府県、指定都市： 100%
特殊法人等： 98%
市区町村： 約7割
- (8) 随意契約の相手方の選定理由の公表
国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 100%
市区町村： 57%

適正な施工の確保

施工体制台帳の写しの提出

国：90%、 特殊法人等、都道府県及び指定都市：100%、 市区町村：78%

2.適正化指針により努力することが求められている事項

入札契約に係る情報の公表

- (1) 点数制度を採っている場合の競争参加者の点数の公表
国、特殊法人等、都道府県、指定都市： 8割以上
市区町村： 41%
- (2) 等級区分を定めている場合の基準の公表
国： 100%、 特殊法人等： 89%
都道府県： 91%、 指定都市： 100%
市区町村： 64%
- (3) 予定価格の公表
国： 84%、 特殊法人等： 70%
都道府県及び指定都市： 100%
市区町村： 64%
地方公共団体の公表方法（いずれも試行を含む）
事前のみ： 23%、 事後のみ： 25%
事前・事後併用： 17%、 未公表： 35%
未公表には公表予定を含む。
- (4) 低入札価格調査制度の調査要領の公表
国、特殊法人等、指定都市： 9割以上
都道府県： 85%、 市区町村： 56%
- (5) 第三者機関の設置等（監査委員等既存の組織の活用等も含む）
国： 58%、 特殊法人等： 65%
都道府県： 96%、 指定都市： 100%
市区町村： 3%
- (6) 入札時における工事費内訳書の提出
国： 58%、 特殊法人等： 65%
都道府県： 81%、 指定都市： 69%
市区町村： 42%

公正な競争の促進のための入札契約の方法の改善

- (1) 一般競争入札の実施状況
国、都道府県、指定都市： 100%、
特殊法人等： 92%、 市区町村： 32%
- (2) 公募型指名競争入札の実施状況
国： 53%、 特殊法人等： 60%、
都道府県： 85%、 指定都市： 100%

その他

電子入札について導入段階又は実証実験段階にある発注者数

国： 13、 特殊法人等： 3、 都道府県： 22、 指定都市： 2、 市区町村： 39 計 79

入札契約適正化法に基づく適正化措置の要請

すべての公共工事発注者の措置実施状況について調査を行うとともに、財務省と連名で国の機関、特殊法人等に対し、総務省と連名で地方公共団体に対し、それぞれ適切な措置の実施について要請を行うほか、実務的なマニュアルの作成、都道府県での説明会の開催等により発注者の取組みを支援。

入札契約適正化法に基づく要請

H15.10.31公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

1. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

(1) 入札及び契約に関する情報の一層の公表の推進

H15.11.12 入札及び契約に係る情報公表マニュアル

(2) 第三者機関等の活用による入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性及び公平性の確保の推進

H15.11.12 地方公共団体における入札監視委員会等
第三者機関の運営ガイドライン

(3) 苦情等への適切な対応の推進

2. 公正な競争促進のための入札及び契約の方法の改善

(1) 適切な入札方式の実施及び適正な企業評価に基づく受注者選定の推進

(2) 入札時における工事費内訳書の提出等の促進による談合等不正な入札の防止等

3. 低入札価格調査制度の適正な実施等によるダンピング受注の防止の徹底

4. 談合に対する適切な対応による不正行為の排除の徹底

5. 適正な施工の確保

(1) 施工体制台帳の写しの発注者への提出の徹底

(2) 施工体制把握のための要領、工事の監督・検査の基準の策定及び公表の推進

H15.11.7 施行体制台帳等活用マニュアル

(3) 発注者支援データベースの活用の推進

6. 電子入札の導入等の推進

義務付け事項の遵守されていない人口10万人以上の地方公共団体については、要請にあわせて団体名を公表